



# 第98回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月20日（土曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時15分）

## 開催場所

長野県伊那市みすず9620番地  
信州INAセミナーハウス 大ホール

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 社外取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	21
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39

**KOA株式会社**

証券コード：6999

株 主 各 位

証券コード：6999  
(発送日) 2026年6月3日  
(電子提供措置の開始日) 2026年5月25日

長野県伊那市荒井3672番地

(本社事務所)

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪14016番地

**KOA株式会社**

代表取締役 向山浩正  
社長執行役員

## 第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.koaglobal.com/ir/stock/soukai>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「KOA」又は「コード」に当社証券コード「6999」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4頁のご案内に従って2026年6月19日（金曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

日 時	2026年6月20日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
場 所	長野県伊那市みすず9620番地 信州INAセミナーハウス 大ホール
目的事項	<b>【報告事項】</b> 1. 第98期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第98期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>【決議事項】</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 社外取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- 会社法の定めでは、電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとされておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

例年、株主総会終了後に開催しておりました役員報告会につきましては、  
本年は開催いたしませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月20日（土曜日）  
午前10時



### インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月19日（金曜日）  
午後5時 入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月19日（金曜日）  
午後5時 到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
KOA株式会社

御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

××××年××月××日

議決権行使書用紙の記入欄

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXXXX  
KOA株式会社

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

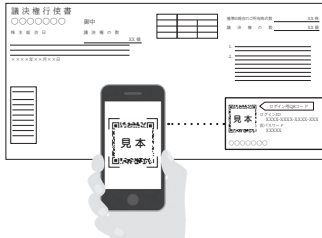
- インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトに入力することができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

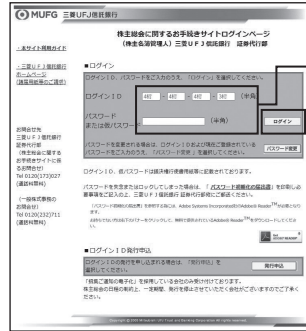
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・  
仮パスワード」  
を入力

「ログイン」  
をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、総合的なキャピタルアロケーションの観点から、事業への再投資及び自己資本の最適化を重視しつつ、株主還元を努めることを基本方針としております。

配当につきましても、当面、1株当たり年間配当金の下限値を年間30円とし、連結配当性向30%前後を目安といたします。なお、株価水準や資金の状況等を総合的に勘案し、必要に応じて機動的に自己株式の取得等を行ってまいります。

第98期の期末配当につきましては、上記の基本方針、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当金の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき17円00銭といたしたいと存じます。

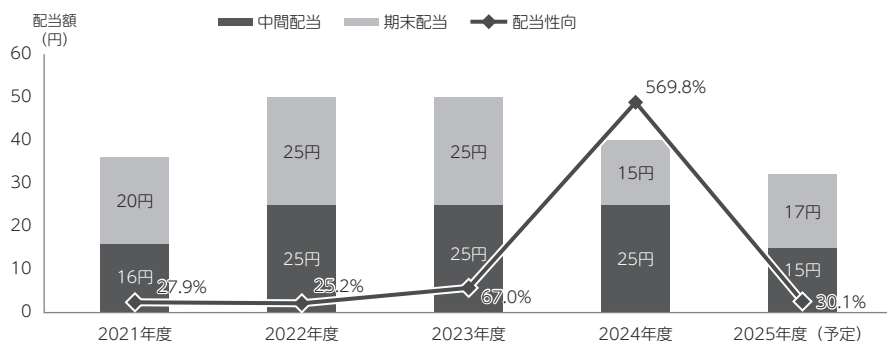
なお、この場合の配当総額は631,334,032円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき32円00銭となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月22日といたしたいと存じます。

### 1株あたりの配当額・配当性向の推移



	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (予定)
年間配当	36円	50円	50円	40円	32円
配当性向	27.9%	25.2%	67.0%	569.8%	30.1%

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役11名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては2024年に導入した執行役員制度の定着による業務執行と監督機能の役割分担の明確化が進展していることを踏まえ、一層の監督機能強化と意思決定の迅速化を図るため取締役会の構成を見直した結果、取締役の員数を3名減員し、取締役8名（うち社外取締役5名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会（14頁ご参照）からの答申を得て、取締役会において決定しております。また、社外取締役候補者5名については、全員が当社の定める「独立性判断基準」（14頁ご参照）を満たしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況	在任期間 (本総会終結時)
1	むかいやま こうせい 向山浩正 <span>再任</span>	男性	代表取締役 社長執行役員 指名・報酬委員会委員	100% (13回/13回)	5年
2	ももせ かつひこ 百瀬克彦 <span>再任</span>	男性	取締役 副社長執行役員 ものづくりイニシアティブ担当 経営戦略イニシアティブ担当	100% (13回/13回)	15年
3	ちはら しんすけ 千原臣祐 <span>再任</span>	男性	取締役 上席執行役員 技術イニシアティブ担当 ものづくりイニシアティブ(中国) 担当	100% (11回/11回)	1年
4	マイケル ジョン コーバー Michael John Korver <span>再任</span> <span>社外 独立</span>	男性	社外取締役 指名・報酬委員会委員	100% (13回/13回)	18年
5	きたがわ とおる 北川 徹 <span>再任</span> <span>社外 独立</span>	男性	社外取締役 取締役会議長 指名・報酬委員会委員長	100% (13回/13回)	9年
6	たかはし こうじ 高橋晃次 <span>再任</span> <span>社外 独立</span>	男性	社外取締役	100% (13回/13回)	4年
7	おざわ ひとし 小澤 仁 <span>再任</span> <span>社外 独立</span>	男性	社外取締役 指名・報酬委員会委員	100% (13回/13回)	4年
8	きのした むつこ 木下睦子 <span>新任</span> <span>社外 独立</span> (旧姓 氏原 睦子)	女性	—	—	—

社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

千原臣祐氏は、2025年6月21日開催の第97回定時株主総会において取締役に選任されたため、出席の対象となる取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

### 【ご参考】取締役会の構成

本議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成は、以下のとおりとなります。

独立社外取締役比率 62.5%

女性取締役比率 12.5%

外国人取締役比率 12.5%

1

むかひやま こうせい  
**向山 浩正**男性  
1977年3月6日生  
(満49歳)

再任

取締役会への出席状況 13回/13回 (100%) 所有する当社株式の数 92,735株  
指名・報酬委員会への出席状況 11回/11回 (100%)**略歴、当社における地位及び担当**

2005年 4月	当社入社	2021年 6月	当社取締役
2015年 6月	興亜販売株式会社取締役		当社経営管理イニシアティブ担当
2018年 8月	KOA DENKO (S) PTE. LTD. Managing Director	2024年 6月	当社取締役 上席執行役員
2021年 3月	当社経営管理イニシアティブトップマネジ メント付ゼネラルマネージャー	2025年 4月	当社代表取締役 社長執行役員 (現任)
		2025年 6月	当社指名・報酬委員会委員 (現任)

**【取締役候補者とした理由】**

向山浩正氏は、当社入社以来、主に営業部門に携わり国内外の販売会社の責任者を歴任するなど、グローバルでの営業に関する豊富な経験及び知識を有しております。また2021年より当社の取締役として、さらには2025年4月より代表取締役として、取締役会でもその経験及び知識を發揮しており、今後も当社の成長と企業価値向上に貢献することが期待できることから、引続き取締役候補者としていたしました。

2

ももせ かつひこ  
**百瀬 克彦**男性  
1962年11月10日生  
(満63歳)

再任

取締役会への出席状況 13回/13回 (100%) 所有する当社株式の数 37,235株

**略歴、当社における地位及び担当**

1985年 3月	当社入社	2015年 6月	当社下伊那ビジネスフィールド担当
1996年 7月	当社KPS本部ゼネラルマネージャー		当社CHINAビジネスフィールド担当
2003年10月	当社経営管理イニシアティブ経営戦略セ ンターゼネラルマネージャー	2017年 1月	当社上伊那ビジネスフィールド担当
		2017年 6月	当社箕輪ビジネスフィールド担当
2011年 6月	当社取締役	2024年 6月	当社取締役 上席執行役員
	当社経営管理イニシアティブ担当	2025年 4月	当社取締役 副社長執行役員 (現任)
2013年 4月	当社上伊那ビジネスフィールド担当		当社経営戦略センター担当
2015年 6月	当社ものづくりイニシアティブ担当 (現任)	2026年 4月	当社経営戦略イニシアティブ担当 (現任)

**重要な兼職の状況**興亜エレクトロニクス株式会社 取締役  
鹿島興亜電工株式会社 取締役

KOA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD. Chairman

**【取締役候補者とした理由】**

百瀬克彦氏は、当社入社以来、主に経営戦略部門に携わり、経営戦略に関する豊富な経験と知識を有しております。現在は副社長執行役員であるとともに、製造部門及び経営戦略部門の責任者として製造及び経営戦略を統括し、更なる生産性向上や経営戦略の立案を推進しており、今後も当社の成長と企業価値向上に貢献することが期待できることから、引続き取締役候補者としていたしました。

3

再任

ちはら しんすけ  
千原 臣祐

男性  
1971年10月30日生  
(満54歳)

取締役会への出席状況 11回/11回 (100%) ※ 所有する当社株式の数 1,500株

#### 略歴、当社における地位及び担当

1995年 4月	当社入社	2024年 6月	当社ものづくりイニシアティブ (中国) 担当 (現任)
2014年 4月	ものづくりイニシアティブ下伊那ビジネスワールド厚膜センターゼネラルマネージャー	2025年 4月	当社上席執行役員 当社技術イニシアティブ担当 (現任)
2017年 3月	興和電子 (太倉) 有限公司総経理	2025年 6月	当社KPS-3イニシアティブ担当 当社取締役 上席執行役員 (現任)
2020年 4月	興和電子 (太倉) 有限公司董事長兼総経理		
2024年 6月	当社執行役員		

#### 重要な兼職の状況

興和電子 (太倉) 有限公司 副董事長

#### 【取締役候補者とした理由】

千原臣祐氏は、当社入社以来、主に技術部門、生産部門に携わるとともに、海外生産会社の責任者として赴任するなど、これら部門や海外における豊富な経験及び知識を有しております。現在は、技術イニシアティブの責任者として技術部門を統括し、成長市場向け製品の技術提案・展開、材料基礎研究の強化及び成長市場向け新製品開発を推進しており、今後も当社の成長と企業価値向上に貢献することが期待できることから、引続き取締役候補者としたしました。

(※)2025年6月21日開催の第97回定時株主総会において取締役に選任されたため、出席の対象となる取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

4

再任

マイケル ジョン コーバー  
**Michael John Korver**

男性  
 1954年9月17日生  
 (満71歳)

社外 独立

取締役会への出席状況 13回/13回 (100%)  
 指名・報酬委員会への出席状況 11回/11回 (100%)

所有する当社株式の数 12,500株

**略歴、当社における地位及び担当**

1983年 7月	米国カリフォルニア州弁護士資格取得	2006年 6月	グローバルベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役
1987年 7月	米国ニューヨーク州弁護士資格取得	2006年10月	Geovector Corporation社外取締役
1996年 6月	グローバルベンチャーキャピタル株式会社 取締役	2008年 6月	当社社外取締役 (現任)
2004年 4月	株式会社BJIT社外取締役	2011年 9月	リアル・イングリッシュ・ブロードバンド株式会社 代表取締役
2004年 6月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授	2013年 7月	Durafizz Holdings Corporation代表取締役
2006年 5月	Really English.com Limited社外取締役	2021年 3月	当社指名・報酬委員会委員 (現任)

**【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

マイケル ジョン コーバー氏は、企業戦略の専門家及び会社経営者として豊富な経験及び知識を有しております。当社取締役へ就任以降、事業戦略への助言や経営の監督などを適切に行っていただいております。今後も経営並びに取締役会の運営に貢献いただくこと及び客観的・中立的な立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことが期待できるため、引続き社外取締役候補者としていたしました。

**【独立性に関わる事項】**

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

5

再任

きたがわ  
北川とおる  
徹男性  
1960年8月4日生  
(満65歳)

社外 独立

取締役会への出席状況 13回/13回 (100%)

所有する当社株式の数 0株

指名・報酬委員会への出席状況 11回/11回 (100%)

**略歴、当社における地位及び担当**

1983年 4月	兼松江商株式会社 (現 兼松株式会社) 入社	2016年 10月	日本スキー場開発株式会社社外取締役
1999年 11月	日本通信株式会社入社 経営企画室長	2017年 6月	当社社外取締役 (現任)
2001年 2月	日本ボルチモアテクノロジー株式会社 (現 サイバートラスト株式会社) 入社 財務担当上席執行役員	2018年 3月	クックパッド株式会社社外取締役 [兼監査 委員長/指名委員]
2002年 1月	リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社入社 ファイナンスコントローラー	2018年 3月	株式会社カヤック社外取締役監査等委員
2006年 9月	スターバックス コーヒー ジャパン株式会社入社 ファイナンス・インフラストラクチャー統 括オフィサー/CFO	2021年 3月	当社指名・報酬委員会委員長 (現任)
2016年 3月	クックパッド株式会社社外取締役 [兼監査 委員長/報酬委員]	2022年 3月	クックパッド株式会社社外取締役 [兼監査 委員長/報酬委員]
		2023年 1月	クックパッド株式会社社外取締役 [兼監査 委員長/報酬委員長]
		2025年 6月	当社取締役会議長 (現任)

**【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

北川徹氏は、上場会社においてCFOや経営企画室長を歴任されるなど、会計及び会社経営に関する深い知識と経験を有しております。当社取締役へ就任以降、事業戦略への助言や経営の監督などを適切に行っていただき、2025年6月より取締役会議長として取締役会の運営全般を統括し、実効的な審議の実現を通じて企業価値向上に貢献しております。今後も経営並びに取締役会の運営に貢献いただくことが期待できるため、引続き社外取締役候補者といたしました。

**【独立性に関わる事項】**

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

6

再任

たかはし こうじ  
**高橋 晃次**男性  
1956年2月14日生  
(満70歳)

社外 独立

取締役会への出席状況 13回/13回 (100%)

所有する当社株式の数 0株

**略歴、当社における地位及び担当**

1980年 4月	アルプス電気株式会社 (現 アルプスアルパイン株式会社) 入社	2001年 4月	株式会社東京ウエルズ入社 技術企画室長
1988年 3月	東北金属工業株式会社 (現 株式会社トーキン) 入社	2007年 4月	同社要素技術本部長/テクニカルセンター長
1995年10月	同社電子デバイス事業本部商品開発部長	2009年 6月	同社取締役
1998年 4月	同社マグネティック・アクチュエータ事業部長	2013年 6月	同社常務取締役最高技術責任者
		2021年 3月	同社相談役
		2022年 6月	当社社外取締役 (現任)

**【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

高橋晃次氏は、電子部品業界において主に技術者として要職を歴任され豊富な経験及び知識を有しております。当社取締役へ就任以降、事業戦略への助言や経営の監督などを適切に行っていただいております。今後も経営及び取締役会の運営に貢献いただくことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

**【独立性に関わる事項】**

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

7

再任

おざわ  
小澤ひとし  
仁男性  
1963年5月13日生  
(満63歳)

社外 独立

取締役会への出席状況 13回/13回 (100%)

所有する当社株式の数 0株

指名・報酬委員会への出席状況 11回/11回 (100%)

**略歴、当社における地位及び担当**

1986年 4月	株式会社リクルートコスモス（現 株式会社コスモスイニシア）入社	1996年 4月	同社代表取締役社長（現任）
1992年 5月	南建株式会社（現 株式会社フォレストコーポレーション）入社	2000年 9月	株式会社レントライフ代表取締役社長（現任）
		2005年 6月	南信工営株式会社監査役（現任）
		2022年 6月	当社社外取締役（現任） 当社指名・報酬委員会委員（現任）

**重要な兼職の状況**

株式会社フォレストコーポレーション 代表取締役社長  
株式会社レントライフ 代表取締役社長  
南信工営株式会社 監査役

**【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

小澤仁氏は、会社経営者として豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役へ就任以降、事業戦略への助言や経営の監督などを適切に行っていただいております。今後も経営並びに取締役会の運営に貢献いただくこと及び客観的・中立的な立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

**【独立性に関わる事項】**

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

8

新任

きのした むつこ  
木下 睦子女性  
1966年6月2日生  
(満60歳)社外 独立  
(旧姓 氏原 睦子)

所有する当社株式の数 1,000株

**略歴、当社における地位及び担当**

1989年4月	タカノ株式会社入社	2006年10月	同法人理事長
1999年11月	有限会社むぎ環境計画設立 代表取締役社長 (現任)	2012年11月	任意団体三風の会(さんぶうのかい)事務局長 (現任)
2004年10月	特定非営利活動法人雁木組(がんぎぐみ)設立	2015年11月	特定非営利活動法人三風デザイン事務局長 (現任)

**重要な兼職の状況**

有限会社むぎ環境計画 代表取締役社長  
特定非営利活動法人三風デザイン 事務局長

**【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

木下睦子氏は、環境計画を主事業とする企業の代表取締役、人と自然環境の交わりを推進する特定非営利活動法人の理事長及び個人として、長年にわたり地域自然環境の活用と改善に従事されてこられました。現在は長野県内にて行政や企業と連携し、地域環境の改善を推進する特定非営利活動法人において指導的役割を担うなど、豊富な経験と知識を有しております。これらの知見を活かして、当社定款に定める企業理念の中で使命とする「5つの主体」との強い信頼関係の構築を推進いただけるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。

**【独立性に関わる事項】**

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、独立性が認められます。また、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. マイケル ジョン コーバー氏、北川徹氏、高橋晃次氏、小澤仁氏及び木下睦子氏は、社外取締役候補者であります。
3. マイケル ジョン コーバー氏、北川徹氏、高橋晃次氏及び小澤仁氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってマイケル ジョン コーバー氏が18年、北川徹氏が9年、高橋晃次氏が4年、小澤仁氏が4年となります。
4. 当社は、マイケル ジョン コーバー氏、北川徹氏、高橋晃次氏及び小澤仁氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、5百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、マイケル ジョン コーバー氏、北川徹氏、高橋晃次氏及び小澤仁氏の再任が承認された場合は、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、木下睦子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の29頁に記載しております。取締役候補者のうち、再任の候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任が承認された場合は、引き続き被保険者となります。また、新任の候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 【ご参考】

### 1. 社外取締役・社外監査役の独立性判断基準

当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保のため、社外役員の選定においては独立性を重視しており、独自に以下の基準を定めております。

#### 独立性判断基準

社外役員候補者の選任にあたっては、次の各項目に該当しない場合、独立性があると判断する。

- (1) 当社を主要な取引先（※1）とする者、又はその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先（※1）、又はその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額（過去5年間平均で年間100万円以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律家
- (4) 当社又は当社子会社の業務執行者
- (5) 当社の子会社及び関連会社の監査役及び重要な使用人等（※2）
- (6) 当社の大株主（総議決権の5%以上の株式を保有）又はその業務執行者
- (7) 就任前10年間のいずれかの時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役（社外取締役は除く）又は監査役（社外監査役は除く）であったことがある者
- (8) 上記(1)～(7)に該当するもの（重要でない者は除く）の近親者（二親等内の親族）

※1 「主要な取引先」とは、直近事業年度における当社又は当社子会社との取引の支払額又は受取額が、当社グループ又は相手方の連結売上高の1%以上の取引先を指す。

※2 「重要な使用人等」とは、会社役員・部長クラスの者、会計事務所や法律事務所に所属する者については公認会計士や弁護士等を指す。

### 2. 指名・報酬委員会について

当社の取締役会には、取締役及び執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の意思決定の公正性・透明性・独立性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、任意の諮問委員会である「指名・報酬委員会」を設置しております。指名・報酬委員会の委員は、過半数を独立社外取締役で構成し、その委員長は独立社外取締役から選定しております。

取締役会は、取締役及び執行役員の候補者の選定、代表取締役の選定及び解任、取締役及び執行役員の報酬の改定並びに後継者計画（育成を含む）等について指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の審議及び答申を経て決定しております。

【ご参考】 本株主総会後の取締役及び監査役並びに執行役員のスキルマトリックス

本議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは、次のとおりであります。

氏名	社外独立	特に期待する分野								
		企業経営	グローバル経験	品質技術製造	営業マーケティング	財務会計資本政策	法務コンプライアンス	ITデジタルDX	人材開発ダイバーシティ	ESGサステナビリティ
取締役	向山浩正	●	●		●		●		●	●
	百瀬克彦	●		●		●				
	千原臣祐	●	●	●				●		
	マイケル ジョン コーバー	◇	●	●			●			●
	北川 徹	◇	●	●		●	●	●		●
	高橋 晃次	◇	●	●	●					
	小澤 仁	◇	●			●	●		●	●
	木下 睦子	◇	●							●
監査役	矢島 豪					●	●			●
	仲藤 恭久	●		●						
	飯沼 好子	◇	●			●				
	佐藤 玲	◇					●		●	

当社は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員のスキルマトリックスは、次のとおりであります。

氏名	社外独立	特に期待する分野								
		企業経営	グローバル経験	品質技術製造	営業マーケティング	財務会計資本政策	法務コンプライアンス	ITデジタルDX	人材開発ダイバーシティ	ESGサステナビリティ
執行役員	山岡悦二	●		●				●		
	北沢和明		●	●						
	里見浩由	●	●		●					
	小牧 慎一			●			●		●	●
	Han Boon Teng		●					●		
	白岩良太	●	●		●					

特に期待する分野の選定理由は、次のとおりであります。

特に期待する分野	当該分野を選定した理由
企業経営	事業を取り巻く環境変化を見通し、中長期的な視点に立って戦略を構築し、企業経営・組織運営責任者としての豊富な知識・マネジメント経験・能力が求められるため。
グローバル経験	全世界を対象に事業展開を行っている当社においては、グローバルでの競争優位性を確立するため、市場・顧客動向に加え、地政学的リスクを含むカントリーリスクを踏まえた経営判断を可能とする経験及び知見が求められるため。
品質 技術 製造	当社は、お客様からご指名いただける会社を目指しており、そのために必要な「お客様の心を満たす品質とものづくり」及び「お客様からご期待いただける特徴ある技術力と開発力」の強化に必要な知識・経験・実績が求められるため。
営業 マーケティング	当社は、2030ビジョン実現に向けた挑戦の一つとして「成長市場への積極拡販」を推進しており、その実現には市場の動向を的確に捉え、最適な販売戦略を立案・実行する知見と意思決定が求められるため。
財務 会計 資本政策	企業経営における健全で強固な財務基盤の確立には、関係法令や社内規程を遵守した適切な会計処理・財務会計・資本政策に関する知見が求められるため。
法務 コンプライアンス	国内外の法令規制やお客様の要求事項等を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、高い倫理を保った行動の継続的改善に必要な知識・経験・実績が求められるため。
IT デジタル DX	当社は、2030ビジョン実現に向けた挑戦の一つとして「デジタル技術によるQCDの向上」を推進しており、その実現には、最新のITに関する知見を有し、システム導入やデータ活用などのDX化に関する意思決定が求められるため。
人材開発 ダイバーシティ	当社は、経営戦略の実現に向けた人材戦略を人的資本経営の中核に位置付け、人材育成及び多様な人材が能力を発揮できる環境づくりを推進しており、その実現に必要な知識・経験・実績が求められるため。
ESG サステナビリティ	当社は、5つの主体（株主様、お客様・お取引先様、地域社会、社員・家族、地球）との信頼関係の構築を企業ミッションとしており、その実現にはESG・サステナビリティに対する十分な理解が求められるため。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

### 第3号議案 社外取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

#### 1. 提案の内容及び理由

当社は、2022年6月18日開催の第94回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という）を割り当てることとし、当該譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額90百万円以内とし、当該報酬は取締役の報酬限度額年額450百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とは別枠とすることにつき、ご承認をいただいております。また、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は年間15万株以内としており、当該株式数上限が発行済株式総数に占める割合は0.4%程度（10年間にわたり、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4%程度）であります。

当社では、2024年に導入した執行役員制度の定着による業務執行と監督機能の役割分担の明確化が進展しており、取締役会は一層の監督機能強化を図っております。こうした中、社外取締役ににつきましては、これまで基本報酬としての現金報酬のみを支給し株式報酬の割当対象外としておりましたが、株主の皆様との価値共有を通じて中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式の割当対象者に含めることといたしたいと存じます。

このため、社外取締役に対して支給する金銭報酬債権につきましては、2022年6月18日開催の第94回定時株主総会でご承認をいただいた譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権総額の年額90百万円以内のうち、年額45百万円以内とし、社外取締役に割り当てる株式総数の上限につきましては、各事業年度において割り当てる株式総数の上限15万株のうち、7万5千株といたしたいと存じます。割り当て内容、希薄化率その他の条件に変更はございません。

なお、当該譲渡制限付株式報酬は、業績に連動して株式数を変動させるものではなく、短期的な業績目標の達成を直接の目的とするものではございません。

当社は、2022年5月31日開催の取締役会において、役員報酬等の内容の決定に関する方針を定めておりますが、本定時株主総会において本議案を原案どおり承認可決いただくことを条件に、2026年3月31日開催の取締役会において当該方針を変更することを決議しており、その内容は19頁に記載のとおりであります。

本議案の内容につきましては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会から相当である旨の答申を得て、取締役会において当該変更後の方針に沿って取締役（社外取締役を含む）の個人別の報酬等を定めるために必要かつ相当であると判断し、決定しております。

現在の取締役は11名（うち社外取締役5名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役5名）となります。

#### 2. 社外取締役を割当対象者に含めることをご承認いただいた場合の譲渡制限付株式の内容

当社の取締役（社外取締役を含む）に対する譲渡制限付株式の割当ての具体的な内容及び数の上限は、以下のとおりであります。

- (1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を含む）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものといたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を含む）が、上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

## （2）譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を含む）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数15万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

## （3）譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

### ① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という）。

### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

### ③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

### ④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

（注）指名・報酬委員会の概要については、「指名・報酬委員会について」（14頁）をご参照ください。

## 【ご参考】役員報酬等の内容の決定に関する方針

### 基本方針

当社は、取締役及び執行役員の報酬について、持続的な企業価値向上及び株主の皆様との価値共有を目的として、各人の職責及び役割に応じた報酬体系を設計しております。監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割を踏まえ、それぞれ異なる報酬構成といたします。

### 1. 取締役報酬

#### (1) 構成

取締役の報酬は、基本報酬及び非金銭報酬により構成いたします。そのうち社外取締役についても、その独立した立場及び役割を踏まえ、基本報酬及び非金銭報酬により構成いたします。基本報酬及び非金銭報酬の割合は、各取締役の企業価値向上への動機付けに資するため最も適切な支給割合となることを方針としております。なお、取締役には業績連動型の報酬は金銭、非金銭を問わず支給いたしません。

#### (2) 基本報酬

役位及び職責に応じた基準に基づき、経営環境等を総合的に勘案して支給額を決定し、毎月定額で支給しております。

### (3) 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）

取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という）の割当てとし、その概要は以下のとおりといたします。

- ① 本報酬は業績に連動して株式数を変動させるものではなく、株主の皆様との価値共有を通じて中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。
- ② 個別に割り当てる株式の数は、役位及び職責に応じて定めた基準に基づき算定いたします。

### (4) 支給の時期

基本報酬は毎月支給し、譲渡制限付株式報酬は一定時期に割り当てることといたします。

## 2. 執行役員報酬

### (1) 構成

執行役員の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成いたします。

### (2) 基本報酬

役位及び職責に応じた基準に基づき、毎月定額で支給しております。

### (3) 業績連動報酬

業績連動報酬は、当該年度の自己資本利益率（ROE）の目標達成度を指標として支給額を決定いたします。当該指標は、資本効率の向上及び企業価値の持続的成長を重視する観点から選定しております。

### (4) 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）

執行役員に対しても、取締役と同様に譲渡制限付株式を割り当てます。割当株式数は、役位及び職責に応じて定めた基準に基づき算定いたします。

### (5) 支給の時期

基本報酬は毎月支給し、業績連動報酬は当該年度の業績確定後、一定時期に支給いたします。譲渡制限付株式報酬は一定時期に割り当てることといたします。

## 3. 報酬限度額（取締役）

取締役の報酬限度額は、2022年6月18日開催の第94回定時株主総会において、年額450百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、同株主総会決議により年額90百万円以内（うち社外取締役分は総額年額45百万円以内）とし、上記報酬限度額とは別枠としております。執行役員の報酬は株主総会決議の対象ではありません。

## 4. 決定プロセス

本方針の制定・改定並びに取締役及び執行役員の個人別報酬額及び割当株式数の決定にあたっては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、相当である旨の答申を得ることを条件とし、取締役会が代表取締役社長執行役員 向山浩正氏に委任し決定しております。

以上

# 事業報告

( 2025年4月 1 日から  
2026年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）の世界経済は、回復と停滞が混在する不安定な状況が続きました。欧米のインフレの沈静化とともに景気持ち直しの兆しが見られた一方で、高水準の金利政策の継続による投資の抑制や、地政学的リスクも経済活動の重しとなり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの属する電子部品業界におきましては、カーボンニュートラルの実現に向け環境対応車への移行が進んでおり、中長期的には自動車向け市場の拡大が見込まれております。当期においては全体として需要は緩やかに回復しました。

このような環境のもと、当社グループは2030ビジョンの実現に向けた取組みを3つのフェーズに分けて進めており、2025年度からはフェーズ2である「2027中期経営計画（2025年～2027年）」の目標達成に向けて、「ROIC経営を軸に『利益成長と効率向上』を実現する」ことをコンセプトに掲げ、製品ポートフォリオ戦略、技術戦略並びに企業体質の強化に注力してまいりました。

販売面におきましては、為替が円安傾向で推移し、在庫調整の影響を受けていた産業機器向け需要が回復したことに加え、中国を中心とした自動車向けや、アジアのデータセンターなどのAI関連機器向け需要が堅調に推移したこと等により、当連結会計年度の売上高は72,287百万円（前年同期比8,166百万円増、12.7%増）となりました。

利益面におきましても、原材料価格の上昇がりましたが、売上の増加等により、営業利益は3,646百万円（前年同期比2,470百万円増、210.0%増）、材料作業屑処分益530百万円、補助金収入662百万円等を計上したことにより経常利益は5,223百万円（前年同期比3,979百万円増、320.1%増）、また、保有有価証券の一部売却により投資有価証券売却益209百万円を計上した一方、固定資産処分損54百万円、減損損失114百万円等を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は3,951百万円（前年同期比3,690百万円増）となりました。

セグメントの業績は、日本においては売上高57,842百万円（前年同期比6,204百万円増）、セグメント利益1,335百万円（前期はセグメント損失1,056百万円）、アジアにおいては売上高38,549百万円（前年同期比4,762百万円増）、セグメント利益1,549百万円（前年同期比156百万円増）、アメリカにおいては売上高11,503百万円（前年同期比540百万円増）、セグメント利益113百万円（前年同期比134百万円減）、ヨーロッパにおいては売上高13,801百万円（前年同期比1,676百万円増）、セグメント利益587百万円（前年同期比114百万円増）となりました。

品目別連結売上高とその構成比は次のとおりであります。

品 目	売 上 高	構 成 比
抵 抗 器	66,841百万円	92.4%
ＩＣ及びＩＣ関連機器	1,420百万円	2.0%
安 全 部 品	1,274百万円	1.8%
そ の 他	2,750百万円	3.8%
合 計	72,287百万円	100.0%

② 設備投資の状況

当期の設備投資額は、品質向上、新製品の開発、量産設備向け等を中心に総額5,883百万円となりました。

③ 資金調達の状況

主として借入金によっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はございません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 95 期 (2023年3月期)	第 96 期 (2024年3月期)	第 97 期 (2025年3月期)	第 98 期 当連結会計年度 (2026年3月期)
売 上 高	75,072百万円	64,835百万円	64,120百万円	72,287百万円
経 常 利 益	10,538百万円	4,485百万円	1,243百万円	5,223百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	7,367百万円	2,769百万円	260百万円	3,951百万円
1株当たり当期純利益	198.75円	74.66円	7.02円	106.41円
総 資 産	112,768百万円	129,566百万円	141,365百万円	151,550百万円
純 資 産	73,722百万円	78,573百万円	78,110百万円	88,577百万円
1株当たり純資産額	1,988.46円	2,118.19円	2,104.37円	2,385.12円

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な子会社の状況等

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
興亜エレクトロニクス株式会社	400百万円	100.0%	電子部品の製造
鹿島興亜電工株式会社	300百万円	100.0%	電子部品の製造
KOA SPEER HOLDING CORPORATION	1,210US\$	100.0%	電子部品の販売
KOA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.	654百万M\$	100.0%	電子部品の製造
K O A D E N K O ( S ) P T E . L T D .	47,333US\$	100.0%	電子部品の販売
KOA ELECTRONICS (H.K.) LTD.	1,500千HK\$	100.0%	電子部品の販売
K O A E u r o p e G m b H	767千EUR	100.0%	電子部品の販売
上海可爾電子貿易有限公司	1,659千RMB	100.0%	電子部品の販売
興和電子(太倉)有限公司	274百万RMB	100.0%	電子部品の製造

### ② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
大興電工股份有限公司	39,000千NT\$	39.0%	電子部品の販売

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、世界経済は緩やかな回復傾向にあるものの、中東情勢の不安定化により先行きは不透明な状況が続くと考えられます。中東情勢の緊張が長期化した場合には、エネルギー価格の上昇を通じて物価上昇圧力が高まり、景気減速につながる可能性があります。

当社グループの属する電子部品業界におきましても、自動車向けやAI関連機器向けの需要は堅調に推移する一方、物価上昇に伴う需要減速等、次期の受注動向に対しては慎重な見方が必要であります。利益面におきましては、貴金属相場の高騰により原材料価格が上昇しております。上昇分については価格は正及びコストダウン等の対応を進めてまいりますが、実現までのタイムラグによる一時的な収益悪化が想定されます。また、為替変動等の懸念材料があります。なお、ホルムズ海峡の閉鎖等、中東情勢の影響は業績予想に織り込んでおりません。

このような環境のもと、当社グループは2030ビジョンの実現に向け、今後も抵抗器事業を中心に品質・信頼性・供給能力を重視する分野にフォーカスし、お客様と共に安心・安全な未来の社会を創る活動を進めることで、お客様から最初にお声がかかる会社を目指します。

#### (5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、固定抵抗器を中心とする各種電子部品の開発・製造・販売を主に関連する事業を実施しております。

#### (6) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

##### ① 当社の主要な営業所及び工場

		所在地
本	社	アースウイング（長野県上伊那郡箕輪町）
本	店	伊那事業所（長野県伊那市）
支	店	むさし野工房（東京都府中市）
営	業	拠点
		仙台営業所（宮城県仙台市）、水戸営業所（茨城県ひたちなか市）、高崎営業所（群馬県高崎市）、むさし野営業所（東京都府中市）、東京営業所（神奈川県横浜市）、伊那営業所（長野県伊那市）、静岡営業所（静岡県静岡市）、名古屋営業所（愛知県名古屋）、大阪営業所（大阪府大阪市）
工	場	
		イーストウイング・MINOWAウイング・箕輪工場（長野県上伊那郡箕輪町）、西山工場（長野県伊那市）、中央工場（長野県上伊那郡南箕輪村）、七久里の杜（長野県下伊那郡阿智村）、匠の里（長野県飯田市）
開	発	拠点
		さくらウイング（長野県上伊那郡南箕輪村）

## ② 子会社

会 社 名	所 在 地
興 亜 エレクトロニクス 株 式 会 社	長野県下伊那郡阿南町
鹿 島 興 亜 電 工 株 式 会 社	石川県鹿島郡中能登町
KOA SPEER HOLDING CORPORATION	アメリカ合衆国
KOA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア
K O A D E N K O ( S ) P T E . L T D .	シンガポール共和国
K O A E L E C T R O N I C S ( H . K . ) L T D .	香港
K O A E u r o p e G m b H	ドイツ連邦共和国
上 海 可 爾 電 子 貿 易 有 限 公 司	中華人民共和国
興 和 電 子 ( 太 倉 ) 有 限 公 司	中華人民共和国

## (7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
4,409名	121名増

(注) 従業員数は、就業人員（非常勤者を除く）としており、執行役員は含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,669名	10名減	40.7歳	17.1年

(注) 従業員数は、就業人員（非常勤者を除く）としており、執行役員は含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	30,400百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,395百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社八十二長野銀行及び株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするものであります。

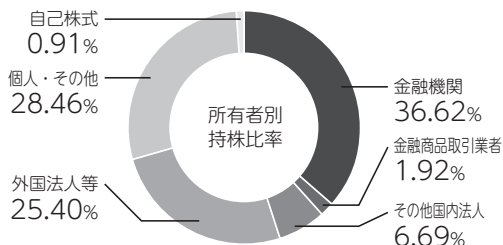
## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 150,000,000株
- ② 発行済株式の総数 37,479,724株
- ③ 株主数 13,731名
- ④ 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,104千株	11.05%
日本生命保険相互会社	2,226	6.00
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,076	5.59
株式会社八十二長野銀行	1,853	4.99
BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2S / JASDEC / JANUS HENDERSON HORIZON FUND	1,153	3.11
株式会社三菱UFJ銀行	882	2.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	786	2.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	720	1.94
株式会社小糸製作所	680	1.83
損害保険ジャパン株式会社	653	1.76

- (注) 1. 当社は、自己株式を342,428株保有しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2022年6月18日開催の第94回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当事業年度においては、2025年6月25日の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2025年7月24日付で取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は次のとおりであります。

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役（社外取締役を除く）	21,000株	7名
社 外 取 締 役	－	－
監 査 役	－	－

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、30頁の「⑥取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当する事項はございません。

(2) 政策保有株式の保有方針及び議決権行使の基準

当社は、取引を強化する目的等で政策保有株式として取引先等の株式を保有しております。これら株式の保有にあたっては、取引関係の強化等によって得られる当社の利益と投資額等を総合的に勘案して投資可否を判断しております。

取締役会は、政策保有株式について、定期的に保有状況を確認するとともに、保有に係るトータルリターン等のパフォーマンスと保有に伴う損失発生等のリスクを比較・分析し、保有継続の妥当性を検証しております。

政策保有株式の議決権につきましては、現時点では統一した基準を設けておりませんが、議決権行使にあたっては、トータルリターン等のパフォーマンスや議案内容が株主価値の向上に資するものかを精査し、懸念があれば投資先企業への確認等をしたうえで適切に行使用いたしません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	性別	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	向山 孝一	男性	指名・報酬委員会委員 大興電工股份有限公司副董事長
代表取締役 社長執行役員	向山 浩正	男性	指名・報酬委員会委員
取締役 副社長執行役員	百瀬 克彦	男性	経営戦略センター担当 ものづくりイニシアティブ担当 興亜エレクトロニクス株式会社取締役 鹿島興亜電工株式会社取締役 KOA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD. Chairman
取締役 常務執行役員	野々村 昭	男性	販売イニシアティブ担当 KOA SPEER HOLDING CORPORATION Director KOA Europe GmbH Managing Director 大興電工股份有限公司董事
取締役 上席執行役員	山岡 悦二	男性	品質保証イニシアティブ担当
取締役 上席執行役員	千原 臣祐	男性	技術イニシアティブ担当 ものづくりイニシアティブ (中国) 担当 興和電子 (太倉) 有限公司副董事長
取締役	マイケル ジョン コーバー	男性	指名・報酬委員会委員
取締役	北川 徹	男性	取締役会議長 指名・報酬委員会委員長
取締役	高橋 晃次	男性	
取締役	小澤 仁	男性	指名・報酬委員会委員 株式会社フォレストコーポレーション代表取締役社長 株式会社レントライフ代表取締役社長 南信工営株式会社監査役
取締役	角 幸子	女性	SUMI人材教育開発研究所代表

- (注) 1. 取締役マイケル ジョン コーバー氏、北川徹氏、高橋晃次氏、小澤仁氏及び角幸子氏は、社外取締役であります。  
2. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

会社における地位	氏名	性別	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	矢島 豪	男性	
常勤監査役	仲藤 恭久	男性	
監査役	飯沼 好子	女性	税理士 株式会社未来経営取締役 税理士法人未来経営社員
監査役	佐藤 玲	女性	弁護士 スターバックス コーヒー ジャパン株式会社 コーポレートエクイティ本部コンプライアンス部長

- (注) 1. 監査役飯沼好子氏及び佐藤玲氏は、社外監査役であります。
2. 監査役飯沼好子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、社外監査役の全員を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社役員、子会社役員及び管理者従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険の内容の概要は、被保険者の職務の遂行に伴う行為に起因して保険期間中に損害賠償請求が提起された場合に被保険者が負担する各種費用を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

## ④ 当事業年度中の取締役及び監査役の地位及び担当等の異動

### イ. 就任

2025年6月21日開催の第97回定時株主総会において、千原臣祐氏は取締役上席執行役員に、仲藤恭久氏は常勤監査役に、佐藤玲氏は監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。

### ロ. 退任

2025年6月21日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって、取締役上席執行役員 花形忠男氏、常勤監査役 五味正志氏及び監査役 上拾石哲郎氏は任期満了により退任いたしました。また、2025年12月31日をもって、取締役上席執行役員 小嶋敏博氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当はKPS-3イニシアティブ及び経営管理イニシアティブでありました。

ハ. 2025年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	異動前	異動後
向山 浩正	取締役 上席執行役員 経営管理イニシアティブ担当	代表取締役 社長執行役員
百瀬 克彦	取締役 上席執行役員 ものづくりイニシアティブ担当	取締役 副社長執行役員 ものづくりイニシアティブ担当 経営戦略センター担当
花形 忠男	代表取締役 社長執行役員 KPS-3イニシアティブ担当	取締役 上席執行役員
小嶋 敏博	取締役 上席執行役員 KPS-3イニシアティブ担当 技術イニシアティブ担当	取締役 上席執行役員 KPS-3イニシアティブ担当 経営管理イニシアティブ担当

⑤ 当事業年度末後の取締役の地位及び担当等の異動  
2026年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	異動前	異動後
百瀬 克彦	取締役 副社長執行役員 ものづくりイニシアティブ担当 経営戦略センター担当	取締役 副社長執行役員 ものづくりイニシアティブ担当 経営戦略イニシアティブ担当
千原 臣祐	取締役 上席執行役員 技術イニシアティブ担当 ものづくりイニシアティブ(中国)担当 KPS-3イニシアティブ担当	取締役 上席執行役員 技術イニシアティブ担当 ものづくりイニシアティブ(中国)担当

⑥ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2022年5月31日開催の取締役会において、役員報酬等の内容の決定に関する方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬である役員賞与及び非金銭報酬で構成し、各取締役の企業価値向上への動機付けに資するため最も適切な支給割合となることを方針としております。なお、基本報酬及び業績連動報酬については、下記報酬限度額の範囲内で個人別の報酬額を定め、非金銭報酬については、下記報酬限度額とは別枠といたします。社外取締役については、基本報酬のみといたします。

1. 基本報酬については、役位や担う役割・責務等に基づき支給の額を決定しております。
2. 役員賞与については、当該年度の連結業績（売上高・営業利益率・自己資本利益率）等に

連動させ支給の有無及び額を決定しております。

3. 非金銭報酬については、取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という）の割当てとし、その概要は下記のとおりであります。
  - (1) 譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、2022年6月18日開催の第94回定時株主総会決議により年額90百万円以内とし、取締役の報酬限度額とは別枠といたします。
  - (2) 個別に割り当てる株式の数は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるために最も適切な数を決定しております。
4. 支給の時期については、基本報酬は毎月支給し、役員賞与及び非金銭報酬は一定時期に支給又は割り当てることとしております。

なお、いずれの報酬についても制度制定・改定並びに個人別の支給の額及び割当ての数の決定に際しては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、相当である旨の答申を得ることを条件とし、取締役会が代表取締役社長に委任し決定しております。取締役の報酬限度額は、2022年6月18日開催の第94回定時株主総会において、年額450百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

- (注) 第3号議案が原案どおり承認可決いただくことを条件に、2026年3月31日開催の取締役会において当該方針を変更することを決議しており、変更後の内容は19頁に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	293百万円 (38百万円)	247百万円 (38百万円)	24百万円 (-)	20百万円 (-)	13名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	59百万円 (14百万円)	52百万円 (14百万円)	6百万円 (-)	- (-)	6名 (3名)
合計 (うち社外役員)	352百万円 (53百万円)	300百万円 (53百万円)	31百万円 (-)	20百万円 (-)	19名 (8名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件等は、30頁の「⑥イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針」に記載しております。また、当事業年度における交付状況は、27頁の「⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2022年6月18日開催の第94回定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち社外取締役4名）であります。
4. 譲渡制限付株式報酬の限度額は、2022年6月18日開催の第94回定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。当該株主総会が終結した時点の取締役の員数は、11名（うち社外取締役4名）であります。なお、社外取締役は、譲渡制限付株式報酬の支給の対象外であります。
5. 上記の譲渡制限付株式報酬に係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。
6. 監査役の報酬限度額は、2024年6月22日開催の第96回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役2名）であります。
7. 上記報酬額の総額には、当事業年度中に退任した取締役2名に支給した報酬等が含まれております。
8. 上記のほか、2014年6月14日開催の第86回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給により、当事業年度中に退任した取締役1名に対し20百万円を退職慰労金として支払っております。
9. 上記8.のほか、2014年6月14日開催の第86回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高は、取締役4名に対し514百万円（うち社外取締役0名）となり、支給時期は各取締役の退任時としております。

ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する親会社又は子会社等から役員として受けた報酬等の総額は0百万円であります。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職の状況は、28頁の「①取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）」に記載しております。

当社と当社の社外取締役及び社外監査役の兼職先との間に開示すべき関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	マイケル ジョン コーバー	取締役会 13回/13回 (100%) 指名・報酬委員会 11回/11回 (100%)	主に企業戦略の専門家及び投資会社経営者としての豊富な知識・経験等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、取締役候補者の選定、取締役の報酬のあり方等の議論において意見を述べております。
取締役	北川 徹	取締役会 13回/13回 (100%) 指名・報酬委員会 11回/11回 (100%)	主に上場会社においてCFOや経営企画に携わった経験と見識に基づき適切な意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たすとともに、取締役会議長として取締役会の運営全般を統括し、実効的な審議の実現と取締役会の機能強化を担っております。また、指名・報酬委員会委員長として、取締役候補者の選定、取締役の報酬のあり方等の議論において中心的な役割を果たしております。
取締役	高橋 晃次	取締役会 13回/13回 (100%)	取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っているほか、主に電子部品業界の技術者として要職を歴任された豊富な知識・経験に基づき意見を述べるなど適切な役割を果たしております。
取締役	小澤 仁	取締役会 13回/13回 (100%) 指名・報酬委員会 11回/11回 (100%)	主に会社経営者としての豊富な知識・経験等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、取締役候補者の選定、取締役の報酬のあり方等の議論において意見を述べております。
取締役	角 幸子	取締役会 13回/13回 (100%)	取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っているほか、保有資格に基づく専門知識や人材育成に関する豊富な経験と知識から、従業員満足度向上施策や女性活躍推進等に関する意見を述べるなど適切な役割を果たしております。
監査役	飯沼 好子	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 14回/14回 (100%)	主に税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査事項の協議等において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	佐藤 玲	取締役会 11回/11回 (100%) 監査役会 11回/11回 (100%)	現任外資系企業のコンプライアンス部長としての企業法務及びコンプライアンスに関する経験・知見と、保有する弁護士資格を生かした専門的・中立的な立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査事項の協議等において、適宜必要な発言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 佐藤玲氏は、2025年6月21日開催の第97回定時株主総会において監査役に選任されたため、出席の対象となる取締役会及び監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額は明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の評価基準に照らし合わせ、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>62,701</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>24,843</b>
現金及び預金	28,997	支払手形及び買掛金	3,233
受取手形及び売掛金	15,958	電子記録債務	722
電子記録債権	2,323	短期借入金	9,881
商品及び製品	4,958	未払法人税等	1,477
仕掛品	4,944	未払費用	1,867
原材料及び貯蔵品	3,565	賞与引当金	1,954
未収還付法人税等	38	受注損失引当金	259
その他	1,975	その他	5,447
貸倒引当金	△60	<b>固 定 負 債</b>	<b>38,130</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>88,848</b>	長期借入金	35,532
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>74,485</b>	繰延税金負債	1,562
建物及び構築物	41,559	退職給付に係る負債	580
機械装置及び運搬具	19,808	その他	454
工具・器具及び備品	1,458	<b>負 債 合 計</b>	<b>62,973</b>
土地	6,877	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	4,417	<b>株 主 資 本</b>	<b>72,560</b>
その他	362	資本金	6,033
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,021</b>	資本剰余金	9,020
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>11,341</b>	利益剰余金	57,747
投資有価証券	5,997	自己株式	△240
繰延税金資産	810	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>16,016</b>
退職給付に係る資産	1,066	その他有価証券評価差額金	2,646
長期貸付金	107	為替換算調整勘定	11,852
長期性預金	1,241	退職給付に係る調整累計額	1,517
保険積立金	1,449	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>88,577</b>
その他	699	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>151,550</b>
貸倒引当金	△30		
<b>資 産 合 計</b>	<b>151,550</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		72,287
売上原価		50,415
売上総利益		21,872
販売費及び一般管理費		18,225
営業利益		3,646
営業外収益		
受取利息	196	
受取配当金	189	
為替差益	195	
持分法による投資利益	185	
材料作業屑処分益	530	
補助金収入	662	
その他	418	2,378
営業外費用		
支払利息	644	
その他	157	802
経常利益		5,223
特別利益		
投資有価証券売却益	209	
その他	0	210
特別損失		
固定資産処分損失	54	
減損損失	114	
その他	0	169
税金等調整前当期純利益		5,264
法人税、住民税及び事業税	1,821	
法人税等調整額	△508	1,312
当期純利益		3,951
親会社株主に帰属する当期純利益		3,951

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>31,948</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,111</b>
現金及び預金	12,150	電子記録債務	994
受取手形	0	買掛金	3,762
電子記録債権	2,321	未払金	1,077
売掛金	12,092	短期借入金	7,482
商品及び製品	518	賞与引当金	1,318
仕掛品	2,359	受注損失引当金	132
原材料及び貯蔵品	1,603	その他の	1,343
その他の	903	<b>固 定 負 債</b>	<b>34,552</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>72,139</b>	長期借入金	33,239
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>23,449</b>	退職給付引当金	1,144
建物	11,213	債務保証損失引当金	29
構築物	505	その他の	138
機械及び装置	5,318	<b>負 債 合 計</b>	<b>50,663</b>
車両運搬具	0	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具・器具・備品	188	<b>株 主 資 本</b>	<b>50,782</b>
土地	4,444	資 本 金	6,033
建設仮勘定	1,745	資 本 剰 余 金	11,264
その他の	34	資本準備金	11,261
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>300</b>	その他資本剰余金	2
ソフトウェア	244	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>33,725</b>
ソフトウェア仮勘定	18	利益準備金	916
その他の	36	その他利益剰余金	32,808
<b>投資その他の資産</b>	<b>48,389</b>	圧縮積立金	1,007
投資有価証券	4,779	別途積立金	16,040
関係会社株式	31,305	繰越利益剰余金	15,761
繰延税金資産	15	<b>自 己 株 式</b>	<b>△240</b>
関係会社長期貸付金	10,305	評 価 ・ 換 算 差 額 等	<b>2,642</b>
その他の	2,110	その他有価証券評価差額金	2,642
貸倒引当金	△127	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>53,424</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>104,088</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>104,088</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		56,790
売 上 原 価		47,494
売 上 総 利 益		9,295
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,649
営 業 利 益		1,645
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	219	
受 取 配 当 金	585	
為 替 差 益	292	
材 料 作 業 屑 処 分 益	353	
補 助 金 収 入	375	
そ の 他	474	2,301
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	552	
そ の 他	218	770
経 常 利 益		3,177
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	52	52
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	9	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	333	
減 損 損 失	36	
そ の 他	150	530
税 引 前 当 期 純 利 益		2,698
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	664	
法 人 税 等 調 整 額	△187	477
当 期 純 利 益		2,221

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

K O A 株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原鉄也  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田大介  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、K O A株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K O A株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

K O A 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 原 鉄 也  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 大 介  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K O A株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に、オンライン形式も併用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式も併用しながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制に係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

KOA株式会社 監査役会

常勤監査役	矢島	豪	Ⓜ
常勤監査役	仲藤	恭久	Ⓜ
監査役	飯沼	好子	Ⓜ
監査役	佐藤	玲	Ⓜ

(注) 監査役飯沼好子及び佐藤玲は、社外監査役であります。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

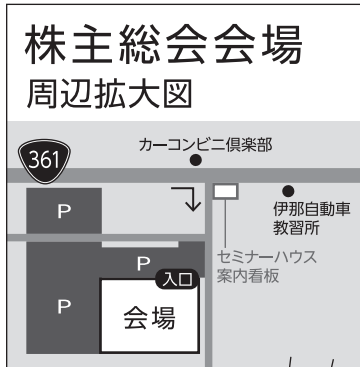
計算書類

監査報告書

# 株主総会会場 ご案内図

長野県伊那市みすず9620番地  
 信州INAセミナーハウス 大ホール  
 電話番号 0265-73-8811

- 中央自動車道 伊那ICより車で約15分
- JR飯田線 伊那市駅より車で約10分



会場で特別なご配慮が必要な方は、準備の都合上、2026年6月17日（水曜日）までに、当社お問い合わせ窓口（右図を読み取り又は下記メールアドレス）からご連絡くださいますようお願い申し上げます。  
 メールアドレス：gac\_qb@koaglobal.com

